

「京都市自転車総合計画2025」の進捗状況について

資料4

【実施年度】◎：実施済み、○：一部実施、●：検討中（または、取組中）

令和6年11月末現在

方針	推進施策名	No.	推進事業	実施年度					進捗状況（検討中の取組等）	備考						
				R3	R4	R5	R6	R7								
柱1 「ひと」との共生																
【推進施策1】ライフステージやニーズに応じた自転車安全教育・学習の推進																
新規	1	誰もが自転車に気軽にふれあい、ルール、マナーを学べる機会の創出	◎ ○ ○ ○ ○	・令和3年4月に開設した大宮交通公園内サイクルセンターにおいて、子供からお年寄りまでライフステージ別の自転車安全教育を実施している。												
	2	ライフステージに合わせた自転車安全教育・学習の実施	◎ ○ ○ ○ ○	・中学校、高校において「見て分かる！自転車安全教室」や「自転車安全教室（事故のリスク・社会的責任編）」「映像教材を活用した危険予知自転車安全教室（令和5年度新規事業）」を開催している。また、令和元年度から、「見て分かる！自転車安全教室」のノウハウを取り込んだ教材を、中学校の保健体育の授業等で活用している。 ・大宮交通公園内サイクルセンターにおいて、子供からお年寄りまでライフステージ別の自転車安全教育を実施している。 ・自転車安全教育検討部会を設置し、「京都市自転車安全教育プログラム」の見直しについて検討している。												
	3	多様なニーズに応じた自転車教室の実施	◎ ○ ○ ○ ○	・自転車のルール・マナーを知ってもらい、子どもに正しく伝えてもらうため、子育て中の保護者を対象としたパパママ自転車教室を実施している。 ・大宮交通公園内サイクルセンターにおいて、子供からお年寄りまでライフステージ別の自転車安全教育を実施している。												
【推進施策2】自転車の安心・安全な利用環境づくりの推進																
新規	4	地域等との連携によるルール、マナーの啓発	◎ ○ ○ ○ ○	・市内自動車教習所9校にて、教習生向け、一般市民向けに自転車安全利用講習を実施している。 ・地域の交通安全対策協議会等が開催する交通安全講習会等において、自転車ルール等啓発冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を配布している。												
	5	各種イベントにおけるルール、マナーの啓発	◎ ○ ○ ○ ○	・株式会社エムズと連携し、平成26年度から毎年「自転車マナーアップフェスティバルin京都」を開催。令和5年度からは取組内容の変更に伴い、イベント名を「共に学ぶ！スマイルサイクルクラブ」に変更。 (開催状況：令和3年11月7日@大宮交通公園、令和4年11月6日@梅小路公園七条入口広場、令和5年12月2、3日、令和6年3月20日、27日@西京極総合運動公園、令和6年度は令和7年3月下旬に西京極総合運動公園にて開催予定)												
	6	自転車安全利用促進啓発員によるルール、マナーの啓発	◎ ○ ○ ○ ○	・自転車安全利用促進啓発員（市行財政局）による、都心部（自転車通行禁止区域等）や京都駅周辺等における啓発や、京都府警、区役所や地元交通安全対策協議会等との連携による自転車利用者に対する合同街頭啓発等を実施している。												
	7	様々な媒体を活用したルール、マナーの啓発	◎ ○ ○ ○ ○	・啓発冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」やサイクルサイト、啓発動画、SNSなど、様々な広報媒体を活用し、自転車安全利用に係る情報を発信している。												
	8	大学との連携によるルール、マナーの啓発	● ○ ○ ○ ○	・京都市内に所在するすべての大学・短大に対し、新入生向けとして、「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を配布している。 ・大学生向けフリーペーパー「ガクシソ」6月号への記事掲載を行った。 ・大学政策担当（総務）に依頼し、大学生向けアプリ「KYO-DENT」及び大学コンソーシアム京都を通じて周知啓発を行った。												
	9	企業との連携によるルール、マナーの啓発	◎ ○ ○ ○ ○	・「京都市自転車安全利用推進企業制度」108事業所（R6.11月末）に、毎月「自転車安全利用推進企業ネットワーク通信」を配信。年1回、研修会を実施。 ・令和3年11月15日にフードデリバリーサービス協会と京都府警察、本市の三者で交通安全に向けた協定を締結。協定に基づき、令和3年11月、令和4年5月、令和5年10月、令和6年11月に自転車配達員向け講習会を実施した。また、日本フードデリバリーサービス協会に対して、2ヶ月に1度、京都府警発行の自転車ルール・マナーに関するネットワーク通信「京の自転車安全NEWS」を送付。												
	10	自転車保険加入義務化に伴う加入の徹底	◎ ○ ○ ○ ○	・自転車保険加入啓発チラシを作成し、市内公共施設、学校等に配布。（R6加入率は86.4%） ・推進企業である保険代理店の管理者を地域企業に派遣し、自転車保険の義務化をはじめとする自転車の安全利用についての講習会を実施している。												
	11	自転車利用の安心・安全を確保するための啓発等の推進	● ○ ○ ○ ○	・サイクルセンターで実施する自転車教室においてヘルメット着用について啓発している。 ・令和6年12月に、学生を中心とした自転車利用者が多い今出川通3箇所の主要交差点において、街頭啓発「今出川通作戦」を実施。昨年度まで3箇所同日実施していたが、今年度は1日1箇所（計3日）で実施。京都府警察や地元団体と共に歩道は歩行者優先など自転車ルールやヘルメット着用推進の声掛けを行う予定。 ・日常的に自転車ルール・マナーに関する情報をフェイスブックやX（旧Twitter）等のSNSを活用し発信している。												
	12	自転車への思いやり運転についてのクルマの運転者に対する啓発	◎ ○ ○ ○ ○	・自動車ドライバー向けの啓発として、啓発用動画を京都市YouTube公式チャンネル「きょうどうと動画情報館」やサイクルサイト、区役所で配信している。 ・自動車ドライバー向けの啓発として、啓発用チラシを市内の自動車教習所や京都府警運転免許試験場等での講習で配布している。												
	13	自転車盗難防止対策等の推進	◎ ○ ○ ○ ○	・都心部において、注意喚起パトロールを実施している。（行財政局）												

方針	推進施策名	No.	推進事業	実施年度					進捗状況（検討中の取組等）	備考
				R3	R4	R5	R6	R7		
	【推進施策3】観光客の自転車利用ルール・マナーの向上									
	14	レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール・マナーの啓発	◎	◎	◎	◎	◎		○平成29年9月に「京都市レンタサイクル事業者認定制度」を創設。令和5年8月末現在で20事業者を認定しており、レンタサイクル利用者に対して、自転車の交通ルールや、事故又はトラブル等に関する対応を口頭及び文書等で周知している。 ○令和5年6月には、レンタサイクル店や自転車販売店、宿泊事業者（ホテル、旅館、簡易宿泊所）に対し、注意喚起も含めた文書を送付し、自転車ルール・マナーの徹底を依頼した。 ・レンタサイクル事業者…47件 ・自転車販売店…68件 ・宿泊事業者（旅館業法及び住宅宿泊業法で市が把握しているホテル、旅館、簡易宿泊所）…2,649件 ○令和5年11月にも、秋の観光シーズンを迎えるにあたって、ルール・マナーに加え、レンタサイクル認定事業者の利用促進を目的とした啓発を実施した。 ・レンタサイクル事業者…46件 ・自転車販売店…68件 ・宿泊事業者（旅館業法及び住宅宿泊業法で市が把握しているホテル、旅館、簡易宿泊所）…2,502件 ○さらに、春の観光シーズンを迎える令和6年3月においても、事業者向け及びレンタ利用者向けのチラシを作成し、同内容の啓発を行った。 ・レンタサイクル事業者…46件 ・自転車販売店…68件	
充実	15	広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発	●	○	◎	◎			・アフターコロナにおける外国人観光客の増加に対し、様々な媒体を使用しルール・マナーの周知啓発ができる啓発用コンテンツを作成し、本市の外国人観光客向けの公式ホームページ（Kyoto City Official Travel Guide 観光MICE推進室）、本市公式YouTubeや、当室で運営しているサイクルサイト等（訪日観光客向けWEBサイト「LIVE JAPAN」など）に掲載した。	
	16	自転車観光の魅力発信及びルール・マナーの啓発	◎	◎	◎	◎			・京都観光公式ホームページ「京都自転車観光ガイド」において、市内の多様なエリアでの自転車観光の情報を発信している。 ・総合情報サイト「京都市サイクルサイト」において、駐輪場の位置や自転車利用のルール・マナーに関する情報を発信している。 ・アフターコロナにおける外国人観光客の増加に対し、様々な媒体を使用しルール・マナーの周知啓発ができる啓発用コンテンツ（動画、リーフレット、WEBサイト記事）を作成し、区役所等で放映したり、観光案内所で配布したりしている。	
柱2 「まち」での共生										
	【推進施策4】自転車走行環境の整備									
充実	17	自転車走行環境整備の新たな箇所での実施	◎	◎	◎	◎			・令和5年度は、自転車交通量（2,000台以上／12時間）がある路線のうち、他事業がない路線を中心に12.9kmの整備を行った。 ・令和6年度は、自転車交通量（2,000台以上／12時間）がある路線及び生活道路で自転車交通事故が多い路線を路線のうち、他事業がない路線を中心に2.6kmの整備を行う。	
	18	自転車走行環境整備の効果検証	◎	◎	◎	◎			・経年調査を行う自転車走行環境の整備箇所において、自転車の順走率や車道走行割合等、自転車の利用状況等調査を実施している。 ・生活道路における自転車利用状況の変化等の調査及びアンケート調査を実施している。 ・改定後の京都市自転車走行環境整備ガイドラインに基づき、自転車走行環境整備を行う路線について、自転車利用状況の変化等の調査及びアンケート調査を行い、改定前後のガイドラインに基づく自転車走行環境整備の効果を比較検証していく。	
充実	19	「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の見直し	◎	◎	◎	◎			・京都市自転車政策審議会での以下の審議を経たうえ、令和4年4月に改定した。 ■令和4年2月4日 令和3年度第3回京都市自転車政策審議会（ガイドライン改定の方向性について） ■令和4年3月18日から同年3月28日 令和3年度第4回京都市自転車政策審議会（ガイドライン改定案について）	
再掲		自転車への思いやり運転についてのクルマの運転者に対する啓発	再掲（No.12）						—	
	【推進施策5】駐輪環境整備及び放置自転車対策の推進									
	20	駐輪場整備の推進	◎	◎	◎	◎			・助成金制度の活用や、公募事業者による道路占用等による駐輪場整備等により、駐輪場の設置に努めている。（329箇所、59,250台（R6.11末））。 ・令和3年度に西大路駅北自転車駐車場の増設工事を実施した。 ・令和6年度末で期間満了を迎える御池通まちかど駐輪場の再整備を行う事業者の公募を行った。	○令和7年度末をもって期間満了を迎えるまちかど駐輪場（二条駅、東福寺及び七条）について、応募要件等の検討を進める。
	21	市営駐輪場の機能向上	◎	◎	◎	◎			・一部の既存駐輪場において、高齢者や女性でも自転車の出し入れが容易な二段ラックへの更新や精算機のキャッシュレス化、チャイルドシート付き・電動アシスト付きなど、規格外の自転車の専用スペースの拡大を実施している。	
	22	付置義務制度を活用した駐輪場整備の促進	◎	◎	◎	◎			・京都市自転車等放置防止条例の趣旨に基づき、集客施設において駐輪需要に応じた自転車駐車場が整備されることにより、良好な都市環境の形成に資するよう、取組を進める。（令和6年度届出件数：8件（224台））11月末時点	

方針	推進施策名	No.	推進事業	実施年度					進捗状況（検討中の取組等）	備考
				R3	R4	R5	R6	R7		
柱3 「くらし」での共生	新規	23	小規模分散の駐輪需要への対応	●	●	●	●		<ul style="list-style-type: none"> ・公民連携によるオープンイノベーションである「KYOTO CITY OPEN LABO(※)」において、現在、民間事業者から小規模駐輪場の設置手法等も含めた様々な課題解決に資する提案を受け付けている。(R7.3.31まで) ・都心部等の駐輪需要の高いエリアにおける小規模分散の駐輪需要への対応していくため、民間駐輪事業者へヒアリングを実施している。 	(※) 民間事業者から様々な課題解決に資する提案を受け付け、市と民間事業者が連携して新たなサービスの実装にトライアルし、市民サービスの向上と民間事業者の新たな市場の開拓を目指す制度。 ○事業者から料金徴収のための入件費又は精算機が高価であり、小規模の駐輪スペースの導入が難しいと聞いている。
		24	駐輪需給調査の実施	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・国の依頼（平成27年度までは内閣府、平成29年度以降は国土交通省）に基づき、隔年で放置自転車台数及び駐輪場の利用台数の調査を実施している。また、国の調査が実施されない年度は、本市独自に放置自転車台数の調査を実施している（令和6年度：0台）。 	
	新規	25	情報発信の充実等による駐輪場利用の促進	●	●	●	○		<ul style="list-style-type: none"> ・京都市都市整備公社では、「KYOTO PARKING NAVI」において満空情報を発信しており、京都市サイクルサイトの駐輪場Naviでもその情報を紐づけている。 ・アーキエムズでは、市営駐輪場については、「京都市営駐輪場インフォメーションサイト」で満空情報を配信しており、京都市サイクルサイトの駐輪場Naviでもその情報を紐づけている。 	
		26	放置自転車の防止に向けた啓発及び撤去の実施	○	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・短時間の放置が多い箇所については、重点的に撤去を実施している。 ・平成27年1月1日から、市街地のほとんどどの公共の場所を撤去強化区域に包括的に指定するとともに、鉄道事業者が管理する駅前広場など、公共性の高い私有地も撤去強化区域に指定している。 ・令和5年6月、鉄道事業者敷地以外の私有地を自転車条例による撤去強化区域に指定し、放置自転車の撤去を開始した。 	○令和7年度以降、これまでの放置自転車撤去・保管所運営業務委託に、啓発業務を加え、委託を行う予定。なお、現在、これらの業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式により募っているところである。

柱3 「くらし」での共生

【推進施策6】環境にやさしく快適な移動環境づくり										
新規	27	公共交通を補完するシェアサイクル等の推進							<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を補完し、市民等にとって安心・安全で利便性の高いシェアサイクルの利用環境を創出することを目的に、「シェアサイクルの利用・普及促進に向けた連携協定」を締結した（令和5年1月31日）。 ・協定期間：令和5年1月31日～令和8年3月31日 ・協定締結事業者：Open Street株式会社、株式会社きゅうべえ、株式会社Cleew、株式会社Lupp ・サイクルポート設置のために公有地の貸出しを希望する企業に対し、本市が所管する公有地（公有財産や公園等）を有償での貸し出しを実施。 <p><第1弾> 貸出期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日 貸出先事業者：協定締結事業者と同じ 貸出公有地：京都市役所前広場、左京区総合庁舎、大宮交通公園など計15か所</p> <p><第2弾> 貸出期間：許可日（令和6年）～令和9年3月31日 貸出先事業者：Open Street株式会社、株式会社Lupp 貸出公有地：地下鉄松ヶ崎駅、kokoka京都市国際交流会館、ACT京都など計13か所</p>	
新規	28	自転車通勤等の情報発信の実施							<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に「京都市自転車安全利用推進企業制度」を創設し、これまで108企業・事業所を指定（令和6年11月末現在）。 ・推進企業である保険代理店の管理者を地域企業に派遣し、自転車保険の義務化をはじめとする自転車の安全利用についての講習会を開催している。 ・令和4年2月に国（国交省）から、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」の宣言企業（団体）として本市が認定され、市が一事業者として自転車通勤を率先垂範し、サイクルサイト等で取組（職員研修等）の情報発信を実施している。 	
【推進施策7】健康増進のための自転車の活用										
新規	再掲	自転車通勤等の情報発信の実施	再掲（No.28）					—		

方針	推進施策名	No.	推進事業	実施年度					進捗状況（検討中の取組等）	備考
				R3	R4	R5	R6	R7		
新規	29	市民に身近なサイクルスポーツの推進	● ● ● ○	●	●	●	●	●	・サイクルセンター等において、市民に身近なサイクルスポーツを体験する機会の提供等の支援を検討中である。 ・SNSで、サイクルスポーツのイベントなどの関連情報について発信している。	○北区サイクリング～走って発見！走って健康！～（旧健康サイクリング・ジュニアサイクリング）をメニューにしている。 【実績：開催回数：0回】 ・北区サイクリング～走って発見走って健康！～：公園から外に出で、市内を自転車で散策しながら交通ルール・マナーを学び健康促進を図る教室 ・健康サイクリング：自転車でのダイエットなど、体によい自転車の乗り方を学ぶ教室 ・ジュニアサイクリング：公園から外に出て、自転車で散策しながら交通ルールを学ぶ教室 ○第20回（R5）スポーツフェスタ（主催（公財）京都市スポーツ協会）において、BMX教室を実施（第21回（R6）では実施なし。）。 【実績：上限20名×4回】 ○横大路運動公園では火・木・土曜日においてBMXの練習が可能（R6から） ○サイクリングフェスティバル（R5 主催：京都西山・大原野保勝会、（株）きゅうべえ他）において、BMX乗車体験を実施（R6では実施なし。）。 【実績：イベント全体の参加人数 151人】
	30	障害のある人も自転車を体験できる環境づくり	○ ○ ○ ○	○	○	○	○	○	・タンデム自転車やハンドサイクル等を用いた「インクルーシブ・サイクリング体験会」を開催した。（令和3年10月16日、令和4年11月3日、令和5年10月14日、令和6年10月19日）	
	31	自転車による健康教室等の実施	● ○ ○ ○	●	○	○	○	○	・サイクリングを楽しみながら自転車のルール・マナーを学べるコンテンツを作成し、サイクルセンターで実施している。	
	32	自転車による健康づくりの情報発信	● ○ ○ ○	●	○	○	○	○	・サイクルセンターで実施する健康づくりに資する自転車教室や、「いきいきシニアポイント事業」と連携した取組を、「京都市サイクルサイト」で発信している。	○サイクルセンターにおける自転車教室は実施済み。 ○「京都市サイクルサイト」や「いきいきシニアポイント手帳2024」などで自転車教室の情報発信を行っている。
	33	健康長寿に関する取組との連携推進	○ ○ ○ ○	○	○	○	○	○	・「いきいきシニアポイント事業」と連携した取組を、「京都市サイクルサイト」で発信。	

【推進施策8】安心・安全な自転車観光の推進

再掲	自転車観光の魅力発信及びルール、マナーの啓発	再掲 (No.16)	—	
新規	34 郊外等でのサイクリング事業等の実施	● ○ ○ ○	・洛西支所・長岡京市・向日市・大山崎町、（株）あさひ、京都市觀光協会、大原野保勝会等との連携により、「ツール・ド・京都西山」と冠するサイクルツーリズム事業を実施している。（R4.3.28～9.30 京都西山ヒルクライム参拝！） ・令和5年についても、「京都西山ヒルクライム参拝！powered by Sigr (R5.9.15～12.15)」において、デジタルスタンプラリーやサイクリングフェスティバル等を実施（参加者数：417名） ・令和6年についても、「京都西山ヒルクライム参拝！2024 powered by Sigr	
充実	35 広域的なサイクリングルートの設定	● ○ ○ ○	・令和4年3月、関西広域連合と連携し、「関西広域サイクリングルート」の新ルート「忍びの里・古都周遊ルート」を設定した。 ・京都市サイクルサイトにおいて、サイクリングルートやイベント等の情報発信を行っている。	
新規	36 自転車ラックの設置等によるサイクリング環境の整備	● ● ○ ○	・市民や観光客等のサイクリストが、より一層、安心・安全・快適に自転車観光やサイクリングを楽しめる環境を整え、地域の活性化につなげることを目的に、京奈和自転車道（桂川サイクリングルート）の沿道に、「京都市サイクルサポートステーション」を設置（令和5年8月）。 認定施設数：4か所（コンビニ2店舗、自転車販売店1店舗、カフェテリア1店舗） ・認定施設では、自転車ラック、空気入れ、修理工具及びトイレなどの貸出サービスの無償提供を行う。	
再掲	レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール、マナーの向上	再掲 (No.14)	—	
充実 再掲	広報媒体や宿泊施設等を通じた外国人観光客への周知啓発	再掲 (No.15)	—	

方針	推進施策名	No.	推進事業	実施年度					進捗状況（検討中の取組等）	備考	
				R3	R4	R5	R6	R7			
【推進施策⑨】災害対応を視野に入れた自転車の活用											
	新規	37	災害発生時における自転車の活用	●	●	●	●	●	・公共交通を補完し、市民等にとって安心・安全で利便性の高いシェアサイクルの利用環境を創出することを目的に、「シェアサイクルの利用・普及促進に向けた連携協定」を締結した（令和5年1月31日）。 協定期間：令和5年1月31日～令和8年3月31日 協定締結事業者：Open Street株式会社、株式会社きゅうべえ、株式会社Clew、株式会社Luvup ・協定締結事業者と協議のうえ、災害復旧時のシェアサイクルの活用方法等について事業者と調整している。 ・自転車販売店やレンタサイクル事業者等とも災害時の自転車確保等について検討している。	○能登半島地震等の状況を踏まえ、災害時の自転車活用について再検討を進め、令和6年度中の協定締結を検討する。	
【推進施策⑩】その他関連施策											
		38	総合的な情報発信の充実	◎	◎	◎	◎	◎	・京都市サイクルサイトのコンテンツに、令和4年度末から「ヘルメット」の項目を追加した。 ・日常的に自転車ルール・マナーに関する情報をフェイスブックやX等のSNSを活用し発信するとともに、啓発イベントの実施結果等の情報を発信している。		
	新規	39	自転車利用実態等のデータ収集の手法の研究	●	●	●	●	○	他都市の事例等も踏まえながら、効果的なデータ収集の手法について検討中である。	【事例】 ①シェアサイクル事業者の走行軌跡などのデータ ②(株)ナビタイムジャパンによる自転車プローブデータ（※）を用いた走行状況分析システム「自転車プロファイラー」（自転車通行量、交通流分析/所要時間、速度分析/走行挙動分析など） ※ブレーキ、速度計、カーナビ、ドライブデータなどの移動体通信システムを用いて取得されるデータ ③(株)GEO TRA（ジオトラ）によるKDDI（株）（au）と連携した「合成データ」（OD（Origin-Destination）情報、移動経路、移動目的、移動手段など） 【課題】 ①については、個人情報保護等の問題により、提供いただくデータには制限がある。 ②及び③については、コスト面での問題がある。	
	新規	40	自転車の再利用等の推進	●	●	●	●	●	大学等における不要自転車の譲渡の普及など、環境に配慮した活用を検討している。	○大学構内に放置されている自転車については、所有権の問題があり、本市が介入することには課題がある。 ○令和6年11月3日に実施された循環フェス@梅小路公園において、株式会社エイリンによる不要自転車の回収（回収した自転車は状態により再利用、リサイクルされる）が行われた。	